

○町田市汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱

平成22年4月1日

施行

環境資源部環境共生課

改正 2018年6月20日

2022年7月7日

第1 趣旨

この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可（以下「業の許可」という。）を受けようとする者（以下「業許可申請予定者」という。）又は法第23条第1項の規定による変更の許可（以下「変更の許可」という。）を受けようとする者（以下「変更許可申請予定者」という。）が、汚染土壌処理施設の周辺地域の生活環境の保全について適正に配慮するための手続に際し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において使用する用語の意義は、法、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）及び汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）で使用する用語の例による。

第3 生活環境保全計画の提出

- 1 業許可申請予定者は、当該業の許可の申請を行う前に、汚染土壌（要措置区域等外の土地の土壌であって、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項又は第2項の基準に適合しない汚染状態にあるものを含む。以下同じ。）の処理に係る汚染土壌処理施設の周辺地域の生活環境の保全に関する計画（以下「生活環境保全計画」という。）を作成し、あらかじめ、市長の確認を受けるものとする。
- 2 前項の確認の申請は、生活環境保全計画確認申請書（第1号様式。以下「確認申請書」という。）に次に掲げる書類及び生活環境保全計画を遵守する旨の誓約書（第2号様式。以下「誓約書」という。）を添えて、市長に提出して行うものとする。
 - (1) 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類
 - (2) 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面
 - (3) 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに埋立処理施設にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明ら

かにする書類及び図面

- (4) 汚染土壌の処理工程図
- (5) 汚染土壌の処理に伴って生じた汚水の処理の方法並びに排水水及び排水水に係る用水の系統を説明する書類
- (6) 排水口における排水水の水質の測定方法を記載した書類
- (7) 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の水質の測定方法を記載した書類
- (8) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散等及び地下への浸透を防止する方法を記載した書類
- (9) 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類

3 前項に定めるもののほか、確認申請書には、別表に掲げる方法により行った当該汚染土壌処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果として次に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号）若しくは東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）に基づく環境影響評価の手続が終了している場合又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）により、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施し、産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請の手続を行っている場合には、この限りでない。

- (1) 設置しようとする汚染土壌処理施設の種類及び規模並びに浄化する特定有害物質の種類を勘案し、当該汚染土壌処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭又は水質等に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（以下「生活環境影響調査項目」という。）
- (2) 生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
- (3) 当該汚染土壌処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法
- (4) 当該汚染土壌処理施設を設置することにより予測される生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
- (5) 当該汚染土壌処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果

(6) 大気質、騒音、振動、悪臭又は水質等のうち、これらに係る事項を生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由

(7) 前各号に掲げるもののほか、当該汚染土壌処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項

4 市長は、確認申請書の提出があった場合（前項ただし書に規定する場合を除く。）には、遅滞なく、これを公表するとともに、生活環境の保全に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

5 前項の規定による公表があったときは、当該汚染土壌処理施設に関し生活環境の保全上利害関係を有する者は、当該公表の日の翌日から起算して30日以内に、生活環境の保全上の見地からの意見を市長に提出することができる。

6 市長は、第4項の規定による意見の聴取をしたとき、又は前項の規定による意見の提出があったときは、遅滞なく、その意見を記載した書面を業許可申請予定者に送付するものとする。

7 業許可申請予定者は、前項の書面に記載された意見を勘案し検討を行ったときは、生活環境保全計画の内容を修正し、市長に提出することができる。

第4 市長の確認

1 市長は、生活環境保全計画の内容が汚染土壌処理施設の周辺地域の生活環境の保全について適正に配慮されたものであると認めるときは、生活環境保全計画に関する手続が適正に完了したことを確認するものとする。

2 前項の規定による確認には、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による確認を行うために必要があると認めるときは、業許可申請予定者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

4 第1項の規定による確認は、生活環境保全計画確認書（第3号様式）により行う。

5 市長は、第1項の規定による確認を受けた者（第9の規定により確認を取り消された者を除く。以下「確認手続完了者」という。）の当該確認に係る確認申請書の内容及び第3第3項本文の書面を公表するものとする。

第5 生活環境保全計画の変更

1 変更許可申請予定者は、当該変更の許可の申請を行う前に、当該変更の内容を反映した生活環境保全計画（以下「変更後の生活環境保全計画」という。）を作成し、あらかじめ市長の確認を受けるものとする。

2 前項の確認の申請は、変更後の生活環境保全計画の内容を反映した確認申請書（以下

「変更後の確認申請書」という。)に第3第2項各号に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)及び変更後の生活環境保全計画に係る誓約書(以下「変更後の誓約書」という。)を添えて、市長に提出して行うものとする。

3 第3第3項から第7項まで及び第4の規定は、変更後の確認申請書の提出があった場合について準用する。この場合において、第3第3項及び第4項並びに第4第5項中「確認申請書」とあるのは「変更後の確認申請書」と、第3第3項中「産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請」とあるのは「産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請」と、第3第6項及び第7項並びに第4第3項中「業許可申請予定者」とあるのは「変更許可申請予定者」と、第4第1項中「生活環境保全計画」とあるのは「変更後の生活環境保全計画」と、第4第4項中「生活環境保全計画確認書」とあるのは「変更後の生活環境保全計画に係る生活環境保全計画確認書」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第3第3項から第7項までの規定は、変更後の当該汚染土壌処理施設による周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度が変更前と同等以下になると市長が認める場合については、適用しない。

第6 施設等の改善

市長は、生活環境保全計画(変更後の生活環境保全計画を含む。)の内容が遵守されていないと認めるときは、確認手続完了者(第5第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)に対し、期限を定めて、汚染土壌処理施設の設置及び維持管理その他の汚染土壌の処理について必要な改善を指示することができる。

第7 処理実績等の報告

確認手続完了者は、当該確認に係る汚染土壌処理施設における汚染土壌の処理に関し、処理実績等報告書(第4号様式)により、3か月に1回、市長に報告するものとする。

第8 地位の承継

法第27条の2から第27条の4までの規定により確認手続完了者から汚染土壌処理業者の地位を承継した者は、当該確認手続完了者の地位を承継するものとする。この場合において、当該確認手続完了者の地位を承継した者は、当該確認手続完了者が作成した生活環境保全計画を遵守することを誓約する書面(第5号様式。以下「地位の承継後の誓約書」という。)を速やかに市長に提出するものとする。

第9 市長の確認の取消し

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4第1項(第5第3項において準用する場合を含む。)の規定による確認を取り消すことができる。

- (1) 確認申請書、変更後の確認申請書、誓約書、変更後の誓約書、地位の承継後の誓約書、第3第2項各号の書類又は第3第3項(第5第3項において準用する場合を含む。)に掲げる書面に虚偽の記載があったとき。
- (2) 変更の許可の際に、第5第3項において準用する第4第1項の規定による確認を受けなかったとき。
- (3) 第6の規定による市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 第7の規定による報告をしなかったとき、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 地位の承継後の誓約書を提出しなかったとき。
- (6) 第10に規定する資料を提出しなかったとき、又は虚偽の資料を提出したとき。
- (7) 第11に規定する立入り、調査又は質問に応じなかったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第4第2項(第5第3項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反したとき。
- (9) 汚染土壌の処理に関し、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の国民の健康の保護又は生活環境の保全を目的とする法令又は条例に違反したとき。

第10 資料の提出

市長は、この要綱の施行に必要な限度において、確認手続完了者に対し、資料の提出を求めることができる。

第11 立入調査

市長は、この要綱の施行に必要な限度において、関係職員に、業許可申請予定者、変更許可申請予定者又は確認手続完了者の同意を得て、汚染土壌処理施設又は汚染土壌処理施設が設置された事業場その他の場所に立ち入らせ、施設、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係人に対する質問を行わせることができる。

第12 解釈及び運用

汚染土壌処理施設の周辺地域の生活環境の保全に関する指導に携わる職員は、町田市行政手続条例(平成8年12月町田市条例第30号)第30条に規定する行政指導の一般原則を踏まえ、この要綱の規定を解釈し、及び運用するものとする。

附 則

この要綱は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、2022年7月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第3関係）

周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の方法

- 1 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に準拠し行うこととするが、浄化方法や地域特性に応じて、地域の生活環境の保全に適正に配慮されていることが判断できる、適切で合理的な調査とすること。
- 2 浄化方法に応じた調査すべき事項の例は、次の表のとおりとする。

(1) 浄化等処理施設

調査項目		洗浄処理	熱処理	化学処理	生物処理	溶融処理	不溶化処理	汚染土壌 運搬車両 の走行
大気質	粉じん	○		○	○		○	
	二酸化硫黄		○			○		
	二酸化窒素		○			○		○
	浮遊粒子状物質		○			○		○
	塩化水素		○			○		
	ダイオキシン類		○			○		
	特定有害物質等		○	○	○	○	○	
騒音	騒音レベル	○	○	○	○	○	○	○
振動	振動レベル	○	○	○	○	○	○	○
悪臭	臭気指数（臭気濃度）	○	○	○	○	○	○	
水質	生物化学的酸素要求量	○	○	○	○	○	○	
	化学的酸素要求量	○	○	○	○	○	○	
	浮遊物質	○	○	○	○	○	○	
	ダイオキシン類		○			○		
	特定有害物質等	○	○	○	○	○	○	

(2) セメント製造施設、埋立処理施設及び分別等処理施設

調査項目		セメント製造 施設	埋立処理施設	分別等処理施 設	汚染土壌運搬車 両の走行
大気質	粉じん		○	○	
	二酸化硫黄	○			
	二酸化窒素	○			○
	浮遊粒子状物質	○			○
	塩化水素	○			
	ダイオキシン類	○			
	特定有害物質等	○			
騒音	騒音レベル	○	○	○	○
振動	振動レベル	○	○	○	○
悪臭	臭気指数（臭気濃度）	○	○	○	
水質	生物化学的酸素要求量	○	○	○	
	化学的酸素要求量	○	○	○	
	浮遊物質	○	○	○	
	ダイオキシン類	○			
	特定有害物質等	○	○	○	
地下水	地下水の流れ		○		